

歯科点数表の解釈（令和6年6月版） 追補

（令和6年12月・社会保険研究所）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和6年11月29日・厚生労働省告示第354号）及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和6年11月29日・保医発1129第2号）により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます（令和6年12月適用）。なお、歯科用貴金属材料の価格改定以外の見直しについては、本追補3頁目以降に掲載しています。

I 材料価格基準(歯冠修復及び欠損補綴)の材料価格の改正 →540頁

品 名	単位	6年6月	6年12月 から
		[6年9月 から]	
001 削除			
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S適合品）	1 g	9,232円 [10,300円]	10,390円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S適合品）	1 g	7,923円 [8,991円]	9,081円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	8,018円 [9,086円]	9,176円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	8,007円 [9,075円]	9,165円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	2,760円 [3,045円]	3,010円
007 削除			
008 削除			
009 削除			
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	4,237円 [4,560円]	4,543円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品）	1 g	159円 [179円]	177円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品）	1 g	184円 [204円]	202円
013 歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	233円 [245円]	244円
014 削除			
015 削除			

II 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数の改正

材 料 料	6年6月	6年12月 から	材 料 料	6年6月	6年12月 から
	[6年9月 月から]			[6年9月 月から]	
M002 支台製造(1歯につき) → 396頁			(2) 小白歯・前歯		
[1の1]のみ抜粋			イ インレー		
1 間接法			a 単純なもの	226点 [249点]	246点
(1) メタルコアを用いた場合			b 複雑なもの	449点 [495点]	490点
イ 大白歯	84点 [95点]	94点	ロ 4分の3冠	555点 [612点]	605点
ロ 小白歯・前歯	52点 [59点]	58点	ハ 5分の4冠	555点 [612点]	605点
M010 金属歯冠修復(1個につき) → 406頁			ニ 全部金属冠	696点 [767点]	759点
1 14カラット金合金			3 銀合金		
(1) インレー			(1) 大白歯		
複雑なもの	1,479点 [1,650点]	1,664点	イ インレー		
(2) 4分の3冠	1,848点 [2,062点]	2,080点	a 単純なもの	23点 [25点]	同左下
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）			b 複雑なもの	40点 [44点]	同左下
(1) 大白歯			ロ 5分の4冠	51点 [57点]	同左下
イ インレー			ハ 全部金属冠	63点 [70点]	69点
a 単純なもの	332点 [366点]	362点			
b 複雑なもの	614点 [677点]	669点			
ロ 5分の4冠	772点 [852点]	842点			
ハ 全部金属冠	972点 [1,072点]	1,060点			

※次頁に続く

材 料 料	6年6月	6年12月 から
	[6年9 月から]	
(2) 小白歯・前歯・乳歯		
イ インレー		
a 単純なもの	14点 [16点]	同左下
b 複雑なもの	30点 [33点]	32点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	36点 [40点]	同左下
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	36点 [40点]	同左下
ニ 全部金属冠	46点 [51点]	同左下
M010-3 接着冠(1歯につき) →409頁		
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		
(1) 前歯	555点 [612点]	605点
(2) 小白歯	555点 [612点]	605点
(3) 大白歯	772点 [852点]	842点
2 銀合金		
(1) 前歯	36点 [40点]	同左下
(2) 小白歯	36点 [40点]	同左下
(3) 大白歯	51点 [57点]	同左下
M010-4 根面被覆(1歯につき) →409頁		
[1のみ抜粋]		
1 根面板によるもの		
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)		
イ 大白歯	332点 [366点]	362点
ロ 小白歯・前歯	226点 [249点]	246点
(2) 銀合金		
イ 大白歯	23点 [25点]	同左下
ロ 小白歯・前歯	14点 [16点]	同左下
M011 レジン前装金属冠(1歯につき) →410頁		
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合		
イ 前歯	866点 [956点]	945点
ロ 小白歯	102点 [113点]	112点
2 銀合金を用いた場合		
イ 前歯	672点 [741点]	733点
ロ 小白歯	842点 [929点]	919点
ハ 大白歯	1,118点 [1,234点]	1,220点
(2) 銀合金を用いた場合		
イ 前歯	65点 [71点]	70点
ロ 小白歯	65点 [71点]	70点
ハ 大白歯	65点 [71点]	70点

材 料 料	6年6月	6年12月 から
	[6年9 月から]	
M020 鑄造鉤(1個につき) →425頁		
[1・2のみ抜粋]		
1 14カラット金合金		
(1) 双子鉤		
イ 大・小白歯	1,649点 [1,871点]	1,890点
ロ 犬歯・小白歯	1,341点 [1,522点]	1,537点
(2) 二腕鉤(レストつき)		
イ 大白歯	1,341点 [1,522点]	1,537点
ロ 犬歯・小白歯	1,030点 [1,169点]	1,181点
ハ 前歯(切歯)	793点 [900点]	909点
2 金銀パラジウム合金(金12%以上)		
(1) 双子鉤		
イ 大・小白歯	894点 [987点]	975点
ロ 犬歯・小白歯	699点 [772点]	763点
(2) 二腕鉤(レストつき)		
イ 大白歯	614点 [677点]	669点
ロ 犬歯・小白歯	534点 [589点]	582点
ハ 前歯(切歯)	495点 [546点]	540点
M021 線鉤(1個につき) →426頁		
[2のみ抜粋]		
2 14カラット金合金		
(1) 双子鉤	780点 [884点]	893点
(2) 二腕鉤(レストつき)	603点 [683点]	690点
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき) →426頁		
[1のみ抜粋]		
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上),線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		
(1) 前歯	248点 [273点]	270点
(2) 犬歯・小白歯	267点 [294点]	291点
(3) 大白歯	307点 [339点]	335点
M021-3 磁性アタッチメント(1個につき) →426頁		
[2の(1)・(2)のみ抜粋]		
2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料(1歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)		
イ 大白歯	614点 [677点]	669点
ロ 小白歯・前歯	449点 [495点]	490点
(2) 銀合金		
イ 大白歯	40点 [44点]	同左下
ロ 小白歯・前歯	30点 [33点]	32点
M023 パー(1個につき) →427頁		
[1の(1)のみ抜粋]		
1 鑄造パー		
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	1,434点 [1,582点]	1,563点

歯科点数表の解釈（令和6年6月版） 追補

（令和6年12月・社会保険研究所）

その他、以下の省令・告示・通知・事務連絡により本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

<ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（令和6年11月29日 厚生労働省令第154号） ・療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件（令和6年11月19日 厚生労働省告示第335号） ・保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（令和6年11月29日 厚生労働省告示第351号） ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（令和6年11月29日 厚生労働省告示第352号） ・保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件（令和6年11月29日 厚生労働省告示第353号） ・療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第4条の2第2項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第2条の2の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示（令和6年11月29日 こども家庭庁・厚生労働省告示第8号） ・「健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する患者申出療養の実施上の留意事項及び申出等の取扱いについて」の一部改正について（令和6年11月29日 産情発1129第9号・医薬発1129第1号・保発1129第1号） ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第3条第1項第四号及び第26条第1項第五号に規定する厚生労働省保険局長が定める方法（令和6年11月29日 保発1129第2号） ・使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について（令和6年11月19日 保医発1119第11号） ・「健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する患者申出療養の申出等の手続の細則について」の一部改正について（令和6年11月29日 医政研発1129第3号・医薬薬審発1129第6号・医薬機審発1129第5号・保医発1129第9号） ・保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和6年11月29日 厚生労働省保険局医療課事務連絡） ・疑義解釈資料の送付について（その16）（令和6年12月6日 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

頁	箇所	現 行	改定後
19	右段下から26行目後	<p>※以下を加える。</p> <p>問 自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が、特に治療の必要性を認め治療を開始した場合は、「A000」初診料を算定できるか。</p> <p>答 不可。ただし、健康診断で疾患が発見された患者が、疾患を発見した保険医以外の保険医（当該疾患を発見した保険医の属する保険医療機関の保険医を除く。）において治療を開始した場合には、初診料を算定できる。</p> <p>【後略】 （令 6.12.6「歯科」問1）</p> <p>問 保険医療機関が実施する健康診断を受診する患者について、健康診断の同一日に当該保険医療機関において、1回の受診で保険診療を行う場合は、再診料を算定することは可能か。</p> <p>答 保険診療として治療中の疾病又は負傷に対する医療行為を、健康診断として実施する場合は、再診料を算定できない。 （令 6.12.6「歯科」問2）</p>	
29	右段下から17行目後	<p>※後ろに1行空け、以下を加える。</p> <p>■情報通信機器を用いた初診に関する事務連絡</p> <p>問 「A000」初診料の注16及び「A002」再診料の注12に規定する情報通信機器を用いた歯科診療における資格確認方法として、令和6年12月1日までは居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを活用したオンライン資格確認と、被保険者証の画面上への提示があったところ、令和6年12月2日に施行される療担規則等の改正により、保険医療機関等における資格確認方法の一部が変更されるが、情報通信機器を用いた診療における資格確認方法はどのように変更されるか。</p> <p>答 情報通信機器を用いた診療における患者の資格確認方法は、①居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを活用したオンライン資格確認又は②資格確認書の画面上への提示等により行うこととし、①については、次の点について留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ、保険医療機関又は保険薬局において、オンライン資格確認等システムで「マイナ在宅受付WEB」のURL又は二次元コードを生成・取得すること等が必要であること。 ・ 患者が自らのモバイル端末等を用いて、当該URL等から「マイナ在宅受付WEB」にアクセスし、マイナンバーカードによる本人確認を行うことで、オンライン資格確認が可能となり、医療情報等の提供について、同意を登録することが可能となること。 ・ なお、マイナ保険証の電子証明書の有効期限が過ぎても3か月間は引き続き資格確認を行うことが可能であること。ただし、この場合は医療情報等の取得は不可能であることに留意すること。 <p>仮に何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合は、次に掲げるいずれかの方法により資格確認を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード及び資格情報のお知らせの画面上への提示 	

		<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード及びマイナポータル画面（PDF 含む）の画面上への提示 <p>（参考）オンライン診療等におけるオンライン資格確認の概要 https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010235 （参考）マイナ在宅受付 WEB に関するよくある質問（FAQ） https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011377</p> <p>また、②については、次に掲げるいずれかの方法により資格確認を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格確認書の画面上への提示 令和 6 年 12 月 2 日時点で現に交付されている被保険者証（有効期限の範囲内又は令和 7 年 12 月 1 日までの間に限る）の画面上への提示 （令 6.11.29「歯科」問 1） 	
34	右段下から 1 行目後	<p>※後ろに 1 行空け、以下を加える。</p> <p>■情報通信機器を用いた再診に関する事務連絡</p> <p>○ A 000 注 16（■情報通信機器を用いた初診に関する事務連絡）を参照。</p>	
579	上から 3 行目 右段下から 21 行目	<p>（昭 32. 4. 30 厚生省令第 15 号） （最終改正；令 6. 3. 5 厚生労働省令第 35 号）</p> <p>二 患者の提出する被保険者証 三 当該保険医療機関が、過去に取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該患者が当該保険医療機関から療養の給付（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護に限る。）を受けようとする場合であって、当該保険医療機関から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養の給付を受けている場合に限る。）</p>	<p>（昭 32. 4. 30 厚生省令第 15 号） （最終改正；令 6.11.29 厚生労働省令第 154 号）</p> <p>二 患者の提出し、又は提示する資格確認書 三 当該保険医療機関が、過去に取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該患者が当該保険医療機関から療養の給付（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護に限る。）を受けようとする場合であって、当該保険医療機関から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養の給付を受けている場合に限る。） 四 その他厚生労働大臣が定める方法</p>
580	左段上から 18 行目	<p>（被保険者証の返還） 第 4 条 保険医療機関は、患者の提出する被保険者証により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなったとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、法第 100 条、第 105 条又は第 113 条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。</p>	<p>（資格確認書の返還） 第 4 条 保険医療機関は、患者の提出する資格確認書（書面に限る。以下この条において同じ。）により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなったとき、その他正当な理由により当該患者から資格確認書の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、法第 100 条、第 105 条又は第 113 条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。</p>
586	右段下から 1 行目後	<p>※以下を加える。</p> <p>改正省令附則（令和 6 年 11 月 29 日 厚生労働省令第 154 号）</p> <p>（施行期日） 第 1 条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第 1 条第二号に掲げる規定の施行の日（令和 6 年 12 月 2 日）から施行する。</p> <p>（経過措置） 第 2 条 この省令の施行の際現に全国健康保険協会又は健康保険組合から被保険者証の交付を受けている被保険者又はその被扶養者が、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第 63 条第 3 項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。）から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者（同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）から指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。）を受ける場合における当該被保険者証については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 119 号。以下「改正省令」という。）第 1 条の規定による改正前の健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）又は改正省令第 2 条の規定による改正前の船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）の規定により当該被保険者証が効力を有するとされた間（当該期間の末日が施行日から起算して 1 年を経過する日の翌日以後であるときは、施行日から起算して 1 年間とする。）は、なお従前の例による。</p> <p>第 3 条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p>	

		2 この省令による改正前の様式は、当分の間、この省令による改正後の様式に代えて使用することができる。	
587~589	様式	※本追補9頁～12頁の様式に差し替える。	
590	1行目前	<p>※以下の告示を加える。</p> <p style="text-align: center;">保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法</p> <p style="text-align: right;">(令6.11.29 厚生労働省告示第351号)</p> <p>保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第154号)の施行に伴い、並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第3条第1項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第3条第1項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第8条第1項第四号の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法を次のように定め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第1条第二号に掲げる規定の施行の日(令和6年12月2日)から適用する。</p> <p style="text-align: center;">保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法</p> <p>保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第3条第1項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第3条第1項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第8条第1項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第13項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 患者の提示する個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。次号において「番号利用法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。)及び資格情報通知書(健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第51条の3第1項、船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)第40条の3第1項、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第7条の3第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第20条第1項に規定する資格情報通知書をいう。)</p> <p>二 患者の提示する個人番号カード及び番号利用法附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの</p> <p>三 保険医療機関等(健康保険法第63条第3項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。)又は指定訪問看護事業者(同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)が、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)の発行を受けた患者であって、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して3月を経過した日までの間にあるものについて、当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号(同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。)に対応する利用者証明利用者符号(同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。)を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法</p>	
590	上から4行目	(昭58.1.20 厚生省告示第14号) (最終改正;令6.3.5 厚生労働省告示第55号)	(昭58.1.20 厚生省告示第14号) (最終改正;令6.11.29 厚生労働省告示第352号)
	右段下から9行目	<p>(受給資格の確認等)</p> <p>第3条 保険医療機関は、患者から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によって療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって療養の給付を受ける資格があることが明らかであるものについては、この限りでない。</p> <p>一 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)</p> <p>二 患者の提出する被保険者証</p> <p>三 当該保険医療機関が、過去に取得した当該患者の被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会</p>	<p>(受給資格の確認等)</p> <p>第3条 保険医療機関は、患者から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によって療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって療養の給付を受ける資格があることが明らかであるものについては、この限りでない。</p> <p>一 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)</p> <p>二 患者の提出する資格確認書</p> <p>三 当該保険医療機関が、過去に取得した当該患者の被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会</p>

		<p>を行い、保険者からの回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該患者が当該保険医療機関から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護に限る。）を受けようとする場合であって、当該保険医療機関から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養を受けている場合に限る。）</p>	<p>を行い、保険者からの回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該患者が当該保険医療機関から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護に限る。）を受けようとする場合であって、当該保険医療機関から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養を受けている場合に限る。）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省保険局長が定めるもの</p>
591	左段下から 23 行目後	<p>（被保険者証の返還） 第 4 条 保険医療機関は、患者の提出する被保険者証により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対して行った療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養を取り扱わなくなったとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。</p>	<p>（資格確認書の返還） 第 4 条 保険医療機関は、患者の提出する資格確認書により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対して行った療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養を取り扱わなくなったとき、その他正当な理由により当該患者から資格確認書の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。</p>
598	右段上から 18 行目後	<p>※以下の通知を加える。</p> <p>〔通知〕 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第 3 条第 1 項第四号及び第 26 条第 1 項第五号に規定する厚生労働省保険局長が定める方法</p> <p style="text-align: right;">（令 6. 11. 29 保発 1129 第 2 号）</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 352 号）の施行に伴い、並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）第 3 条第 1 項第四号及び第 26 条第 1 項第五号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第 3 条第 1 項第四号及び第 26 条第 1 項第五号に規定する厚生労働省保険局長が定めるものを下記のように定め、令和 6 年 12 月 2 日から適用することとしたので、管内市町村、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第 3 条第 1 項第四号及び第 26 条第 1 項第五号に規定する厚生労働省保険局長が定めるものは、当分の間、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 患者の提示するマイナンバーカード（※ 1）及び資格情報のお知らせ（※ 2） 二 患者の提示するマイナンバーカード及びマイナポータル画面（※ 3） 三 電子証明書（※ 4）の有効期限後 3 か月を経過していないマイナ保険証により患者の被保険者資格を確認する方法（※ 5）</p> <p>※ 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。 ※ 2 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 51 条の 3 第 1 項、船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）第 40 条の 3 第 1 項、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 3 第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 20 条第 1 項に規定する資格情報通知書をいう。 ※ 3 番号利用法附則第 6 条第 3 項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者の資格に係る情報が記録されたもの（マイナポータルからダウンロードした PDF ファイルを提示することも可能）。 ※ 4 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。 ※ 5 保険医療機関等が、患者について、利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法。</p>	
613	右段上か	(平 18. 3. 6 厚生労働省告示第 107 号)	(平 18. 3. 6 厚生労働省告示第 107 号)

	ら 18 行目	(最終改正；令 6. 9. 25 厚生労働省告示第 303 号) ※令和 6 年 11 月追補による修正後の記述	(最終改正；令 6. 11. 19 厚生労働省告示第 335 号)
618	左段上から 4 行目	マブ製剤，トラロキヌマブ製剤，エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤，ドブタミン塩酸塩製剤，ドパミン塩酸塩製剤，ノルアドレナリン製剤，ベドリズマブ製剤及びミリキズマブ製剤	マブ製剤，トラロキヌマブ製剤，エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤，ドブタミン塩酸塩製剤，ドパミン塩酸塩製剤，ノルアドレナリン製剤，ベドリズマブ製剤，ミリキズマブ製剤，乾燥濃縮人プロテイン C 製剤及びメコバラミン製剤
	左段下から 24 行目	リバゼブ配合錠 HD，グラアルファ配合点眼液，ゾキンヴィカプセル 50mg 及びゾキンヴィカプセル 75mg	リバゼブ配合錠 HD，グラアルファ配合点眼液，ゾキンヴィカプセル 50mg，ゾキンヴィカプセル 75mg，アリッサ配合錠及びユバパンシ配合錠
659	右段下から 7 行目	(平 18. 9. 12 厚生労働省告示第 498 号) (最終改正；令 6. 3. 29 厚生労働省告示第 171 号)	(平 18. 9. 12 厚生労働省告示第 498 号) (最終改正；令 6. 11. 29 厚生労働省告示第 353 号)
663	右段上から 19 行目	(2) (1)の申出書には，次に掲げる書類を添付すること。 イ 被保険者証の写し ロ 患者が未成年者又は成年被後見人である場合にあっては，その法定代理人の同意書 ハ 申出に係る療養を行う医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条の 3 に規定する臨床研究中核病院（保険医療機関であるものに限る。以下単に「臨床研究中核病院」という。）の開設者の意見書 ニ 申出に係る療養を行う保険医療機関において診療に従事する保険医が，患者に対し申出に係る療養の内容及び費用に関して説明を行い，その同意を得たことを証する書類 ホ 患者がハ及びニの書類の確認を行ったことを証する書類 (3) (2)ハの意見書には，臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行った保険医の氏名を記載すること。	(2) (1)の申出書には，次に掲げる書類を添付すること。 イ 患者が未成年者又は成年被後見人である場合にあっては，その法定代理人の同意書 ロ 申出に係る療養を行う医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条の 3 に規定する臨床研究中核病院（保険医療機関であるものに限る。以下単に「臨床研究中核病院」という。）の開設者の意見書 ハ 申出に係る療養を行う保険医療機関において診療に従事する保険医が，患者に対し申出に係る療養の内容及び費用に関して説明を行い，その同意を得たことを証する書類 ニ 患者がロ及びハの書類の確認を行ったことを証する書類 (3) (2)ロの意見書には，臨床研究中核病院の開設者及び(2)ハの説明を行った保険医の氏名を記載すること。
665	上から 16 行目	(平 28. 3. 4 医政発 0304 第 3 号・薬生発 0304 第 1 号・保発 0304 第 18 号) (最終改正；令 6. 3. 27 産情発 0327 第 4 号・医薬発 0327 第 11 号・保発 0327 第 9 号)	(平 28. 3. 4 医政発 0304 第 3 号・薬生発 0304 第 1 号・保発 0304 第 18 号) (最終改正；令 6. 11. 29 産情発 1129 第 9 号・医薬発 1129 第 1 号・保発 1129 第 1 号)
666	右段上から 9 行目	(3) 医薬品等告示 11(2)のハに掲げる臨床研究中核病院の意見書は，以下の書類を含めるとともに，臨床研究中核病院の開設者及び医薬品等告示 11(2)のニの説明を行った保険医において記名を行うこととし，別に定める様式により作成すること。	(3) 医薬品等告示 11(2)のロに掲げる臨床研究中核病院の意見書は，以下の書類を含めるとともに，臨床研究中核病院の開設者及び医薬品等告示 11(2)のハの説明を行った保険医において記名を行うこととし，別に定める様式により作成すること。
	右段上から 17 行目	(4) 医薬品等告示 11(2)のニに掲げる書類については，申出に先立ち臨床研究中核病院等において実施された面談等を踏まえ，別に定める方法により作成すること。	(4) 医薬品等告示 11(2)のハに掲げる書類については，申出に先立ち臨床研究中核病院等において実施された面談等を踏まえ，別に定める方法により作成すること。
667	左段下から 2 行目	(2) 申出書には，次に掲げる書類を添付すること。 イ 被保険者証の写し ロ 患者が未成年者又は成年被後見人である場合にあっては，その法定代理人の同意書 ハ 申出に係る療養を行う保険医療機関において診療に従事する保険医が，患者に対し当該療養の内容及び費用に関して説明を行い，その同意を得たことを証する書類として，別に定める様式において作成されたもの ニ 患者がハの書類の確認を行ったことを証する書類として，別に定める様式において作成されたもの	(2) 申出書には，次に掲げる書類を添付すること。 イ 患者が未成年者又は成年被後見人である場合にあっては，その法定代理人の同意書 ロ 申出に係る療養を行う保険医療機関において診療に従事する保険医が，患者に対し当該療養の内容及び費用に関して説明を行い，その同意を得たことを証する書類として，別に定める様式において作成されたもの ハ 患者がロの書類の確認を行ったことを証する書類として，別に定める様式において作成されたもの
669	右段上から 17 行目	(平 28. 3. 4 医政研発 0304 第 2 号・薬生審査発 0304 第 1 号・薬生機発 0304 第 1 号・保医発 0304 第 18 号) (最終改正；令 6. 3. 27 医政研発 0327 第 2 号・医薬審査発 0327 第 13 号・医薬機審査発 0327 第 3 号・保医発 0327 第 14 号)	(平 28. 3. 4 医政研発 0304 第 2 号・薬生審査発 0304 第 1 号・薬生機発 0304 第 1 号・保医発 0304 第 18 号) (最終改正；令 6. 11. 29 医政研発 1129 第 3 号・医薬審査発 1129 第 6 号・医薬機審査発 1129 第 5 号・保医発 1129 第 9 号)
	右段上から 18 行目	① 被保険者証の写し ② 患者が未成年者又は成年被後見人である場合にあっては，法定代理人の同意書 ③ 局長通知第 5 の 1 (3)に定める臨床研究中核病院の開設者の意見書（以下「意見書」という。） ④ 局長通知第 5 の 1 (4)に定める書類は，以下のとおりとすること。 ア 当該患者申出療養を実施するに当たり，患者へ説明する際に用いた申出に係る療養の内容及び費用に関する説明文書（写しでも良い） イ アの説明により，患者から申出に係る同意を得たことを証する書類として別紙 1 様式 a に定める書	① 患者が未成年者又は成年被後見人である場合にあっては，法定代理人の同意書 ② 局長通知第 5 の 1 (3)に定める臨床研究中核病院の開設者の意見書（以下「意見書」という。） ③ 局長通知第 5 の 1 (4)に定める書類は，以下のとおりとすること。 ア 当該患者申出療養を実施するに当たり，患者へ説明する際に用いた申出に係る療養の内容及び費用に関する説明文書（写しでも良い） イ アの説明により，患者から申出に係る同意を得たことを証する書類として別紙 1 様式 a に定める書

		<p>類 ウ 局長通知第4に定める申出に係る相談を実施した場合の面談記録として、別紙1様式bに定める書類</p> <p>⑤ 医薬品等告示11(2)の<u>ホ</u>に掲げる書類として、別紙1様式cに定めるもの</p>	<p>類 ウ 局長通知第4に定める申出に係る相談を実施した場合の面談記録として、別紙1様式bに定める書類</p> <p>④ 医薬品等告示11(2)の<u>ニ</u>に掲げる書類として、別紙1様式cに定めるもの</p>
670	左段下から1行目	<p>① 被保険者証の写し</p> <p>② 患者が未成年者又は成年被後見人である場合にあつては、法定代理人の同意書</p> <p>③ 別紙2様式第1号、第2号、第4号、第6号、第7-1号、第7-2号、第8-1号、第8-2号及び第9号に定める書類</p> <p>④ 以下に掲げる書類</p>	<p>① 患者が未成年者又は成年被後見人である場合にあつては、法定代理人の同意書</p> <p>② 別紙2様式第1号、第2号、第4号、第6号、第7-1号、第7-2号、第8-1号、第8-2号及び第9号に定める書類</p> <p>③ 以下に掲げる書類</p>
	右段下から6行目	<p>① 被保険者証の写し</p> <p>② 患者が未成年者又は成年被後見人である場合にあつては、法定代理人の同意書</p> <p>③ 局長通知第6の4(1)②に掲げるものとして、(2)に定める意見書</p> <p>④ 局長通知第6の4(1)②に掲げるものとして、以下に掲げる書類</p> <p>ア 当該患者申出療養を実施するに当たり、患者へ説明する際に用いた申出に係る療養の内容及び費用に関する説明文書(写しでも良い)</p> <p>イ アの説明により、患者から申出に係る同意を得たことを証する書類として別紙1様式aに定める書類</p> <p>ウ 局長通知第4に定める申出に係る相談を実施した場合の面談記録として、別紙1様式bに定める書類</p> <p>⑤ 医薬品等告示11(2)の<u>ホ</u>に掲げる書類に準ずるものとして、別紙1様式cに定める書類</p>	<p>① 患者が未成年者又は成年被後見人である場合にあつては、法定代理人の同意書</p> <p>② 局長通知第6の4(1)②に掲げるものとして、(2)に定める意見書</p> <p>③ 局長通知第6の4(1)②に掲げるものとして、以下に掲げる書類</p> <p>ア 当該患者申出療養を実施するに当たり、患者へ説明する際に用いた申出に係る療養の内容及び費用に関する説明文書(写しでも良い)</p> <p>イ アの説明により、患者から申出に係る同意を得たことを証する書類として別紙1様式aに定める書類</p> <p>ウ 局長通知第4に定める申出に係る相談を実施した場合の面談記録として、別紙1様式bに定める書類</p> <p>④ 医薬品等告示11(2)の<u>ニ</u>に掲げる書類に準ずるものとして、別紙1様式cに定める書類</p>
717	上から2行目後	<p>(令 6. 3. 5 保医発 0305 第5号) (最終改正; 令 6. 8. 20 保医発 0820 第1号)</p> <p>※令和6年9月追補による修正後の記述</p>	<p>(令 6. 3. 5 保医発 0305 第5号) (最終改正; 令 6. 11. 19 保医発 1119 第11号)</p>
777	右段上から9行目	<p>ア 経腸成分栄養剤 エレンタール配合内用剤, エレンタールP乳幼児用配合内用剤, エンシュア・リキッド, エンシュア・H, ツインラインNF配合経腸用液, ラコールNF配合経腸用液, エネーボ配合経腸用液, ラコールNF配合経腸用半固形剤及びイノラス配合経腸用液</p>	<p>ア 経腸成分栄養剤 エレンタール配合内用剤, エレンタールP乳幼児用配合内用剤, エンシュア・リキッド, エンシュア・H, ツインラインNF配合経腸用液, ラコールNF配合経腸用液, エネーボ配合経腸用液, ラコールNF配合経腸用半固形剤, <u>イノラス配合経腸用液及びイノソリッド配合経腸用半固形剤</u></p>
846	上から2行目後	<p>(令 6. 3. 5 保医発 0305 第6号)</p>	<p>(令 6. 3. 5 保医発 0305 第6号) (最終改正; 令 6. 11. 19 保医発 1119 第11号)</p>
868	左段上から23行目	<p>① 経腸成分栄養剤 エレンタール配合内用剤, エレンタールP乳幼児用配合内用剤, エンシュア・リキッド, エンシュア・H, ツインラインNF配合経腸用液, ラコールNF配合経腸用液, エネーボ配合経腸用液, ラコールNF配合経腸用半固形剤及びイノラス配合経腸用液</p>	<p>① 経腸成分栄養剤 エレンタール配合内用剤, エレンタールP乳幼児用配合内用剤, エンシュア・リキッド, エンシュア・H, ツインラインNF配合経腸用液, ラコールNF配合経腸用液, エネーボ配合経腸用液, ラコールNF配合経腸用半固形剤, <u>イノラス配合経腸用液及びイノソリッド配合経腸用半固形剤</u></p>
1052	様式	<p>※本追補13頁の様式に差し替える。</p>	

歯 科 診 療 録

公費負担者番号			保険者番号			
公費負担医療の受給者番号			被 保 険 者 資 格 に 係 る 情 報	記号・番号	・ (枝番)	
				有効期限	令和 年 月 日	
受 診 者	氏名				被保険者氏名	
	生年月日	明大昭平令	年 月 日生	男・女	資格取得	昭和 平成 令和 年 月 日
	住所	電話 局 番			所在地	電話 局 番
	職業	被保険者との続柄			所在地	電話 局 番
				名称		
				名称		

部 位	傷 病 名	職 務	開 始	終 了	転 帰	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 上 右 左 下 </div> [主訴] その他摘要
— —		上・外	年 月 日	年 月 日		
— —		上・外	年 月 日	年 月 日		
— —		上・外	年 月 日	年 月 日		
— —		上・外	年 月 日	年 月 日		
— —		上・外	年 月 日	年 月 日		
— —		上・外	年 月 日	年 月 日		
— —		上・外	年 月 日	年 月 日		
— —		上・外	年 月 日	年 月 日		
— —		上・外	年 月 日	年 月 日		

傷 病 名	労 務 不 能 に 関 す る 意 見		入 院 期 間
	意見書に記入した労務不能期間	意見書交付	
	自 月 日 日間	年 月 日	自 月 日 日間

業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害の疑いがある場合は、その旨	
備 考	

処 方 箋

（この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。）

公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医療の受給者番号		被保険者資格に係る記号・番号	（枝番）

患 者	氏名				保険医療機関の所在地及び名称
	生年月日	明大昭平令	年 月 日	男・女	電話番号
	区分	被保険者	被扶養者		保険医氏名 ㊞
		都道府県番号	点数表番号	医療機関コード	

交付年月日	令和 年 月 日	処方箋の使用期間	令和 年 月 日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
-------	----------	----------	----------	--

処 方	変更不可 (医療上必要)	患者希望	<p style="font-size: small;">個々の処方薬について、医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">リフィル可 <input type="checkbox"/> （ 回）</p>

備 考	保険医署名 〔「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。〕
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応（特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。） <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供

調剤実施回数（調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。）

1回目調剤日（ 年 月 日） 2回目調剤日（ 年 月 日） 3回目調剤日（ 年 月 日）
 次回調剤予定日（ 年 月 日） 次回調剤予定日（ 年 月 日）

調剤済年月日	令和 年 月 日	公費負担者番号	
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	㊞	公費負担医療の受給者番号	

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
 2. この用紙は、A列5番を標準とすること。
 3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

処 方 箋

（この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。）

分割指示に係る処方箋 〃分割の〃回目

公費負担者番号		保 険 者 番 号	
公費負担医療の受給者番号		被保険者資格に係る 記号・番号	(枝番)

患 者	氏 名	保険医療機関の 所在地及び名称		
	生年月日	明 大 昭 平 令	年 月 日	男・女
	区 分	被保険者	被扶養者	保 険 医 氏 名 (印)
		都道府県番号	点数表 番号	医療機関 コード

交付年月日	令 和 年 月 日	処方箋の 使用 期 間	令 和 年 月 日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
-------	-----------	----------------	-----------	--

処 方	変更不可 (医療上必要)	患者希望	個々の処方箋について、医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。

備 考	保険医署名 〔「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。〕
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供

調剤済年月日	令 和 年 月 日	公費負担者番号	
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	(印)	公費負担医療の 受 給 者 番 号	

- 備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2. この用紙は、A列5番を標準とすること。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

分割指示に係る処方箋（別紙）

(発行保険医療機関情報)

処方箋発行医療機関の保険薬局からの連絡先

電話番号 _____ F A X 番号 _____

その他の連絡先 _____

(受付保険薬局情報)

1 回目を受け付けた保険薬局

名称 _____

所在地 _____

保険薬剤師氏名 _____ (印)

調剤年月日 _____

2 回目を受け付けた保険薬局

名称 _____

所在地 _____

保険薬剤師氏名 _____ (印)

調剤年月日 _____

3 回目を受け付けた保険薬局

名称 _____

所在地 _____

保険薬剤師氏名 _____ (印)

調剤年月日 _____

